

保育園保育料等の第2子以降無料の拡充について

多子世帯の経済的な負担を軽減することで、子育てしやすい環境を整備し、区における少子化対策を一層推進するため、最年長の子どもを第1子とし、第2子以降無料となる対象を拡大します。

1 これまでの第2子以降無料についての考え方

港区では平成27年4月から独自の施策として、就学前の子どものいる子育て家庭の保育料負担の軽減を図るとともに、2人目以降の子どもを望む保護者が子育てしやすい環境を整備し、港区から少子化対策を推進していくため、複数の子どもが保育園に通う場合の最年長の子どもを1人目として、保育料を負担していただくこととし、2人目以降の子どもの保育料を無料としています。

また、港区保育室、認証保育所や東京都の指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている認可外保育施設（以下「証明書の交付を受けている認可外保育施設」といいます。）やみなと保育サポートを利用する児童についても、保育園と同様に2人目以降の子どもの保育料を無料としています。

2 令和元年10月からの保育園保育料を取り巻く環境の変化

(1) 幼児教育・保育の無償化の開始

地方消費税を財源として、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化により、3歳児クラス以上の児童の保育料は無償化されました。

2歳児クラスまでの児童については、これまでどおり世帯収入に応じて保育料を負担していただくことを基本としています（生活保護世帯及び非課税世帯を除きます。）。

(2) 東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業の活用

東京都では、幼児教育・保育の無償化の開始にあわせて、少子化対策を推

進する観点から、子どもを2人以上持つ世帯の保育料負担の軽減を図るため、令和元年10月から小学生以上の最年長の兄や姉を1人目として、私立認可保育園に通う2歳児クラスまでの2人目の子どもの保育料を半額とし、3人目以降の子どもの保育料を無料とする独自の事業を開始しています。

区では、この保育所等利用多子世帯負担軽減事業について、時機を逃すことなく活用し、令和元年第4回港区議会定例会において条例を改正するとともに、港区保育室、認証保育所や証明書の交付を受けている認可外保育施設に通う場合も含め、2歳児クラスまでの2人目の子どもの保育料を半額とし、3人目以降の子どもの保育料を無料とするなど、多子世帯への保育園保育料の負担軽減策の充実に取り組んできました。

(3) 現状における課題

保育園保育料については、原則として2歳児クラスまでの子どもについて、負担していただくこととなっています。

複数の子どもがいる世帯において、2歳児クラスまでの子どもの保育料は、兄や姉が小学生以上の場合と保育園に在園している場合では、同じ世帯収入であっても保育料負担に差が生じています。

このように保育料負担については、クラス年齢や兄弟の年齢などの世帯構成によって異なるなど複雑化しており、区における多子世帯への負担軽減のあり方について、見直しを行う必要が生じています。

3 今後の考え方

幼児教育・保育の無償化により、兄や姉が保育園に在園している世帯と小学校に在学している場合の世帯との経済的負担の差は縮小しています。

また、令和元年の全国の出生数が86万4,000人となる国の推計が発表されるなど、全国的には少子化が進んでいる状況にあります。

区は、令和元年10月からの取組に加えて、就学前の子どものいる子育て家庭の保育料負担の軽減を図り、2人目以降の子どもを望む家庭が子育てしやすい環境を整備することで、港区から少子化対策を推進していくという従来の考え方を一層推進していくため、令和2年4月から最年長の子どもを第1子とし、

保育園保育料の第2子以降無料の対象を拡大します。

4 3歳児クラス以上の子どもの給食費について

幼児教育・保育の無償化にあたり、区では、3歳児クラス以上の子どもの給食費については無償化の対象とはせず、実費徴収することとしています。

給食費についても、保育園保育料の考え方と同様に、令和2年4月から最年長の子どもを第1子として、第2子以降の子どもの給食費を無料とします。

5 実施時期

令和2年4月1日

6 今後のスケジュール（予定）

令和2年2月	令和2年第1回港区議会定例会（議案の上程）
3月	広報みなど、ホームページによる周知
4月1日	実施

保育園保育料の保護者負担の全体像について

平成27年4月～

令和元年10月～

令和2年4月～

兄弟の年齢

18歳～

15歳

12歳

保育園に複数の子どもが通っている場合

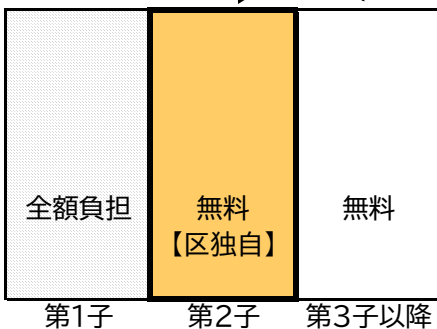
6歳

3歳

0歳

就学児童
(第1子)

就学児童
(第1子)



第2子であっても、兄弟の年齢より保育料負担が異なります。

第1子のみ保育料負担が生じることとなります。

港区における保育園保育料等の第2子以降無料の概要について

現行制度(令和元年10月～)

改正後(令和2年4月～)

例1 小学生の兄弟が1人いる場合

区分	国	東京都	港区
8歳	小学生 (対象外)	小学生 1番目	小学生 1番目
2歳	保護者全額負担 1番目	保護者半額負担 2番目	保護者半額負担 2番目

区分	港区
8歳	小学生 1番目
2歳	無料(区独自) 2番目

例2 小学生以上の兄弟が2人いる場合

区分	国	東京都	港区
10歳	小学生 (対象外)	小学生 1番目	小学生 1番目
8歳	小学生 (対象外)	小学生 2番目	小学生 2番目
2歳	保護者全額負担 1番目	無料 3番目	無料 3番目

区分	港区
10歳	小学生 1番目
8歳	小学生 2番目
2歳	無料 3番目

例3 保育園に通う兄弟が1人いる場合

区分	国	東京都	港区
4歳	幼児教育・保育無償化 1番目		
2歳	半額負担 2番目	半額負担 2番目	無料(区独自) 2番目
0歳	無料 3番目	無料 3番目	無料 3番目

区分	港区
4歳	無償化 1番目
2歳	無料(区独自) 2番目
0歳	無料 3番目

※3歳児クラス以上の児童が2番目となる場合、給食費を無料とします。